

令和6年 第3回 大東市人権擁護施策推進審議会 会議議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(月)
午前10時から12時まで

2. 開催場所 大東市役所 厚生棟 A会議室

3. 出席者

審議会委員

- ・第1号委員(学識経験者) 石元 清英 委員(会長)
- ・第1号委員(学識経験者) 内田 龍史 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 松川 正義 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 西井 哲也 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 中井 和真 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 西林 徹 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 大田 千洋 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 萩原 清 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 久世 芳之 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 中井 克之 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 山本 光一 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 萩原 美紀 委員
- ・第2号委員(市内関係団体代表者) 北井 孝典 委員(欠席)
- ・第3号委員(市長が必要と認める者) 川本 和弘 委員(欠席)

事務局

- ・人権政策監 佐々木 由 美
- ・市民生活部人権室長 田 口 誠
- ・市民生活部人権室上席主査 池 谷 幸一郎
- ・市民生活部人権室主査 大 保 一 真
- ・市民生活部人権室係員 岩 本 大 樹
- ・市民生活部人権室係員 大 野 裕 子
- ・教育委員会事務局学校教育政策部指導・人権教育課主査 森 原 正 義

4. 案件

・議事

- (1) 大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査について
- (2) 大東市の部落差別(同和問題)の啓発冊子について
- (3) 今後の予定について

5. 配布資料

- ・会議次第
- ・委員名簿
- ・大東市人権擁護施策推進審議会規則
- ・大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査票
- ・封筒案
- ・礼状兼督促状案
- ・大東市部落差別（同和問題）人権教育・啓発冊子骨子案
- ・スケジュール表

6. その他 傍聴希望者 0名

発言要旨

1. 開会

2. 委員紹介(人事異動による交代)、事務局一部紹介、コンサルタント紹介

人事異動による委員の辞任により、後任の委員挨拶(事前に事務局で囑託実施)。

事務局の人事異動変更による職員紹介(事務局2人)。

大東市の人権教育についての意見や質問対応のため、教育委員会指導人権教育課職員出席。

今回の市民意識調査および啓発冊子の実務を担当する株式会社HRCコンサルティングの紹介。

3. 会長あいさつ

4. 議事(敬称略)

議事進行は本審議会の規則第3条第1項の規定に基づきまして、会長よろしく申し上げます。

会 長:第3回審議会を始めるにあたり、本審議会については前回の会議で公開する事に決定し市民の方々に傍聴していただくことになりましたが、本日希望者なし。

次第に沿って、議事に入ります。議事(1)の大東市の部落差別、同和問題に関する市民意識調査に関して、事務局より説明願います。

事務局:「大東市の部落差別(同和問題)に関する市民意識調査」について説明。

次に配布資料の調査票案、封筒案、礼状案について、昨年12月に開催した第2回審議会において、調査票の調査項目案について審議を行い、そこでいただいた意見を基に修正・追記等を行い、市民への配布する調査票の様式に整えて、事前に委員の皆様へ送付させていただいたものです。また今回の調査ではWEB回答も可能としているため、事前に事務局でテストを行い、紙の調査票と同様に回答できることを確認済みです。調査の開始時期については、6月25日頃に配布を行い、7月19日を締め切りとして調査を進めていく予定です。

調査開始から1週間から2週間を目途に礼状を送付予定です。今回の審議会が調査前の最後の確認となるのでよろしくお願いします。

会 長:ありがとうございました。この調査票に関しては、事前に委員の皆様からご意見、ご質問を伺っている。それに関しては後ほど詳しく検討していきたいと思う。

また別に、事務局の説明でどういう形で締め切りをいつにするかという点も含め、今までの説明で何かご不明な点がありましたらお聞かせください。

委 員:調査票を配布する最初の2000人分と、追加の300人分は回収時識別可能か。

事務局：可能。

会 長：他に意見等があればお願いします。なければ調査票の最終案に意見等お願いしたい。

事務局：事前に12月以降、文言等に関して会長に確認させていただき、修正等全て終わっている状態です。

委 員：3ページの問5の1の設問の「依然」の文言は「以前」の表記間違いではないか。

事務局：辞書的な意味もあるので後ほど確認させていただきたい。

委 員：10ページの問12の1について、現在様々なところで人権意識調査を行っているが、人権や差別の話を受けたかどうかだけではよくわからない。受けてどうだったかが重要ではないでしょうか。部落差別をなくしていくために人権教育をしているという趣旨を踏まえて、今の曖昧な3つの回答ではなく、「差別をなくす展望を持てた」「差別の厳しさを学んだ」「部落の人たちのたくましさを知った」のように具体的に尋ねたほうが分析しやすいのではないかと。単に差別の厳しさを表しているだけだとリスク回避の意識を植え付けることになってしまう。教育で目指すのは差別をなくせる、差別をなくせる展望をもてることが大事であることから先ほどの3つの回答に加えて「よく覚えていない」の4つの選択肢にすることを提案したい。

委 員：5ページの問8の設問がわかりにくいので簡単にできないか。

委 員：問8はどういう意図でこの質問をしているのか。それによって設問の文言が変わる。

会 長：この設問に関しては、従来あなたが結婚しようとしている相手が同和地区の人であるということで家族から反対を受けた場合あなたはどうしますか、というような設問が多かった。その場合、ただし書きとしてあなたがもし結婚していたとしても独身であるとして考えてくださいというような形で、あなたが結婚する相手が同和地区出身者で家族が反対したらどうしますかというような聞き方が以前は多かった。これだとあくまでも仮定の話なのでリアリティがなく、既に結婚している人や結婚は現在考えていないという人もいますので、実際起こりうることではないケースが多い。問8の場合は実際に起こりうることとして考えられ、こういう状況の場合、積極的な対応をするのか、諦める、あるいは考えなおすというような消極的な対応をとるのかということが調査できる。そういう点で言うとあなたが結婚する場合というような聞き方よりも、リアリティがある設定になっているので、その人が今後どうするのかを把握しやすく、近年はこういった聞き方をすることが多い。

委 員：単純にあなたは同和地区出身者の方と結婚しようとしている親戚から相談受けたらどう答えるかの方が短くて分かりやすいのではないかと。

委員：結婚でも離婚でも自分が違う人から、私は部落の人間と結婚しようと思っているとの相談があったらどう思いますかと聞いたら明瞭に答えられるのではないかと。

委員：親が反対するということと親戚縁者が反対するということと二つ出てくると考えられ、その二つの質問を別々に質問すれば済む話だと思います。それらを1つの質問にしているからややこしく、親戚に対してなのか、親に対してなのか誰に対して質問しているのかわからない。

会長：反対されているから相談するのであって、単に自分が結婚しようとする相手が同和地区出身者だということだけでは相談しないと思う。「部落出身者と結婚するんですけど」と単に言われてどう思いますか、というような聞き方はあまりしない。困っているから相談する。だから家族から反対されているということでの相談を受けた場合どうするか。ここにあるように「反対する家族を説得するなど力になろう」というような積極的態度をとるのかどうかということ把握できるのではないかと思います。

事務局：結婚差別だけではなく、広い意味でどう思っているのかを聞きたいと考えている。この設問を分かりやすくするために助言をいただきたい。

委員：相談を受けた本人がその家族に反対されている親戚のことを思い、答えるのを調べたいのか、あるいは自分の親戚が同和地区の人と血筋を交えることを自分自身が嫌がることをあえて避けたいということを知りたいのか、論点はどちらになりますか。単に家族から反対されている程度の問題なら、同和地区とは限らない。年の差とか、男性同士とかいう問題も出てくるし、家族が反対しているだけの問題なら、あなたはどうかという親戚にも、そのことに対してどう答えるかというのは、本意識調査の趣旨から少し離れると思う。相談されている本人というより、自分の身内の誰かが同和地区出身者と結婚する場合、あなたはどうかを聞いた方が本意識調査に関連すると思う。

事務局：問 8-1 では、選択肢の中に同和地区の人と親戚になりたくないからも含めて、そういう部分をさらに掘り下げて聞く形になる。

委員：それは親戚の 1 人が反対された場合の話で、意識調査というのは、自分に親戚が同和地区出身者と結婚する場合に対してどう思ったかを聞く方が直接的でよいと思う。この問 8 はその親戚が家族から反対されなかったらなり立たない質問である。

事務局：この市民意識調査は広い意味で調査したいと考えている。

委員：普通に付き合うには、部落の人間だからと言って、付き合わないとかはない。差別されることもない。ただ結婚となると違って、今現在でも親戚一同に反対される。そういう

問題があるから質問の中身は、ただ漠然という質問では理解してもらえない。どういう質問をしているのか、何を質問すればいいのかをはっきり明記した方が回答する人にわかりやすいと思う。

委員：事務局がいうように、大きく広く質問したいというのは理解している。問8の質問に関しては、親戚の一人が、同和地区出身者と結婚する前に家族から結婚反対されているから成り立つ質問である。聞いてほしいのは、同和地区の出身であるが、その人と結婚しようと思っているという質問を受けた時点で、あなたはどうかという意識を調査した方が、意味はあると思う。しかし本人の意識というものはわからない。

事務局：最初は、「あなたは」という言葉が入っていた。「あなたは」となると、それを受けている側の人だけの問題になるので、対象を限定せずに結婚について尋ねたい。この問題を理由に身近な家族から反対を受けているイメージをもっていたら、親戚の人からアドバイスを受けたときに、次の質問に展開していく。「あなたは」はその受けた側の固定批判ではなく、広いところに結婚差別というのは残っていると思われる。この質問に対して、皆様のご意見をいただき検討していきたいと思う。

委員：結婚というのはすごく大事だという捉え方をするのであれば、家族から親戚が家族から反対されている前提の質問ではなく、親戚の1人が同和地区の出身者と結婚しようと思っているがあなたはどうかという質問の方が直接的ではないか。この質問は反対されているという事実がなければ成立しない。

事務局：結婚することに対して広くどう思っているのかを聞きたいが、分かりづらいということであれば、どういう形がよいかご意見伺いたい。

委員：せっかくこういう質問をするのであれば、例えばあなたの身内の誰かが同和地区の人と結婚するらしいがあなたはそれでいいのか？その意識を調査してほしい。意識調査であるからあなたはどう思いますかという質問でないと意識調査ではない。せっかく結婚という題材の質問に対して、親戚が誰かから反対されているという前提がなければこの質問は成立しない。それよりももっといいんだ、あなたの親戚の誰か1人が同和地区の人と結婚しようとしているが、そのことについてどう感じましたかという方が意識調査。それが正直な意思なのではないかと思う。

委員：今までの意識調査ではあなたはどう思いますか、どう感じますかといった聞き方をしていると思うがどうか。

会長：意識調査はそれだけではなく、例えば先ほどの委員の経験を聞くという聞き方がある。人権教育研修を受けましたか、あるいは市が主催する啓発行事に参加したことがありますか。これらも意識調査でよくある質問で、どう思いますかだけを聞く訳ではない。問8はあくまでも仮定の話で、こういったことがあった場合あなたはどうしますかと聞く

訳である。この仮定の話は現実により得る話で、先ほども委員の方からも出たように、結婚差別が全くなくなった訳ではないので、十分にあり得る話を示して、あなたはどうか対応しますか、と聞いている。

委員：あなたがその親族から相談を受けたとしたら、この親戚というのは結婚しようとしている人の家族なのか。

会長：結婚しようとしている本人からの相談になる。

委員：本人からの相談か。

委員：その親戚といった方がよい。

事務局：「あなたがその本人から相談を受けたとしたら」という文言にするのはどうか。

委員：どうしても家族から反対されているという前提を置くなら、その設定がなければ、この質問は成立しないということになる。結婚に対して、あなたたち、わたしたちはどう思っているかということについては、調査できない。親戚の一人が反対されている、相談されているという経験がなければ答えようがない。

委員：「あなたは部落の方と結婚することについてどう思いますか」、そういう説明があればストレート。意識調査の中で、まだまだ結婚差別の意識があることがわかる。この意識の調査に設問9だと薄いと思う。

委員：設問10-3、同和地区の人とは結婚してはいけない。ネット上の書き込みのことではあるが自分自身はどう思っているかと聞くのが意識調査であると思う。

委員：設問9(ケ) 同和問題について取り上げるべきというのは、プラスでとらえるのかマイナスでもとりあげるのか、どちらでもよいのか。

事務局：今現状では、マスコミであまり同和問題について取り上げられていないので、同和問題についてのイメージが分かりにくい。

委員：いろいろな考え方があるので。

事務局：マスコミなどで取り上げられることで、考える機会につながるのではないかと思い、このような聞き方をしている。

委員：テレビで取り上げる場合はプラスの方向ですよね。

会 長：大きく 2 点あるが、今月発送する段階なので、会長に一任ということでよろしいか。ここでいろいろご意見いただいても、決めるのはなかなか難しい。もう 1 点大きな議案があるので、そちらに進んでもよろしいか。それでは次の議題に移ります。部落差別（同和問題）問題に関する啓発冊子について、事務局より説明をお願いします。

H R C：この件について説明しますので、資料をご覧ください。

最初に冊子作成にあたっての「基本的な考え方等」は 5 点です。

①～④は作成するにあたり、目的・目指すべきこと等を記載。①では、大東市としては過去に、平成26年4月（約9年前）に作成された「同和問題を正しく理解—同和問題の解決のために—（15 ページ）」以来の作成になる。先ほど審議いただいた、今年度実施の「大東市の部落差別（同和問題）に関する市民意識調査」等の最新のデータ分析も踏まえ、令和5年3月に策定した「大東市人権行政基本方針」に盛り込まれている「部落問題学習（同和教育）の意義に対する認知を高め、正しい認識と理解を深めるための学習・啓発機会を拡大します」との、具体化を図るために作成するものです。作成部数は 200 部。A4判 60 ページ程度を想定。

②では、本冊子の配付対象者について、市職員及び関係する団体職員等とともに、特別措置法の終焉から約20年が経過した今日を踏まえ、親や子どもの中間階層となる30代から40代の市民等に理解・啓発・活用されるものを目指したいと考える。①では、幅広い読み手を意識して、読みやすく、わかりやすいものとなるよう、図表や関係する資料なども可能な限り盛り込みたいと考える。

④では、冊子の構成・内容で、先進作成事例、令和5年3月に作成された埼玉県の冊子や関係団体作成なども参照し、大東市としての特色も盛り込めるように考える。

⑤では今後の作成スケジュールを記載。今後の審議会日程を踏まえて、節目節目で意見を聴取していき、バージョンアップし、来年1月の審議会では最終案を提示して意見聴取、令和7年3月には発行できるようにしたいと考える。

2ページの説明ですが、今回作成する冊子について、市民等が親しみを感じ、読んでもみようと思ひ起こさせる、タイトル、キャッチコピーを付したいと考えています。行政が作成するので、「硬すぎず・柔らかすぎず」ということになるかと考えますが、本日は議論が深まるように、9案提示していますので、委員の皆さまのご意見を伺いたいと思う。

3 ページの説明で、ここから冊子の具体の構成・内容となる。大きな構成として、「1 人権教育・啓発冊子作成の背景と趣旨」をまず記載し「2 その冊子の活用方法等」について記載する。4 ページ、5 ページと続き、具体的な構成としては、最初の入り口として「3 同和問題の定義とこれまでの歴史」を認識して振り返っていただきたいと考える。大きな項目のみとなるが、（1）人権の定義 （2）差別と多様性の定義 （3）同和問題の定義 （4）同和問題の歴史 「4 今年度の市民意識調査の結果」、市民の皆様の現状の認識や考えを集計、分析し、その内容を出来る限り踏まえた形で、この項目で大東市の特色が出せるように、（1）同和問題の現実、具体の事例も盛り込み、（2）同和問題の解決への取り組みを、国、大阪府、大東市さんの実績や現在の動きをまとめていきたいと考えている。「5 同和問題で困ったときの相談窓口」、「6 審議会の開催状況や同和問題に関する関係法令」、そして国、大阪府、大東市の主な取

り組みを年表化したいと考えている。

各項目の細部については記載のとおり現時点の案を示しているが、配付対象者や分かりやすく・読みやすいものにするため、また約60ページというボリューム量等から、何をどこまで盛り込むかは、色んなご意見があるかと思う。まず構成の枠組、次に抜け落ちてはならない項目や内容、場合によっては記載になじまないものなど、ご意見頂きたい。説明は以上です。ご審議の程よろしく願います。

会 長：ありがとうございました。委員の皆さんご質問ご意見どうぞ願います。

委 員：5 ページの 4 番Iに同和問題の現実、事例等の盛り込みがあるので、そこに大東市で起こった差別事象など入れるのはどうか。

会 長：大きな 4 番は市民意識調査からの結果からみることになる。ただ、(1)(2)はこの調査結果からわかることという形で取りまとめるように見えない。

(1)(2)は別に 5 番として立てる方がすっきりすると思う。

事務局：結果から見えることを新たな大枠で作り上げるということか。

会 長：結果から見えるのが 4 番で、(1)(2)は例えば 5 番として、また別に上げて部落問題の同和問題の現実・現状など、大きな章、項目を立てた方が構成としてはよいと思う。そこに大東市の具体的な差別事象の事例を紹介するというのも、意識調査とは別のことですみ分けできる。他にいかがですか。

委 員：冊子 200 部では利用範囲が限られるので、もう少し利用範囲を広めてほしい。気軽に配布できるものを作ってほしい。

事務局：概要版として、A3版折り畳みのものを2000部用意する形にしている。データとしてもホームページに上げる予定。イベントや講座等で今後配布することは可能です。

会 長：二つ折りの4ページの概要版について、口頭では説明していただいたが、手元の資料には明記されていないので、リーフレットについても明記しておいてください。1ページの②で、特に30代から40代の市民に向けて理解啓発のために活用されるのを目指すことになっているが、冊子200部でそれができるのか。

委 員：5 ページの(1)えせ同和行為の話で、自治体の目標というのがあって、歴史から考えてみても、団体がどう活動してきたかという紹介がないのか。

事務局：骨子案になるのでそういった細かいものについて、可能であれば検討の内容になると考えている。

会 長：他にご意見どうですか。

委 員：配布対象のページで、特に30代から40代の市民の方が啓発活動される中、30代から40代の方向けに啓発活用で配布等考えているのか。

事務局：内容的にみれば、啓発冊子なので、一応30代から40代についても考えている。令和3年3月に人権に関する市民意識調査を行った結果により、同和問題についての発言の感想で、30代から40代で、「その発言を聞いた時に、そういう見方もあるのかと思った」という数値が高くなっている。一方で、「同和問題についての学習は必要ですか」というところで、やはり30代から40代がその割合が高くなっているので、その意識調査も踏まえて、30代から40代に向けても、啓発できるような冊子を目指していきたいと考えている。

委 員：大東市の啓発冊子なので、大東市の状況について、差別事件、またいろいろな運動団体の取り組み、同和教育や人権教育の取り組み、また調査票の中にもある人権啓発ネットワーク大東など、大東市の行政だけではなく、市民、教員、地域住民の方々が努力されてきたのが分かる形で、ぜひまとめていただきたい。

会 長：他にいかがですか。

委 員：キャッチコピーの話で、たくさんあるが、合わせたらどうかと思うのがある。「同和問題」をタイトル、6番7番をあわせた「あなたと一緒に新たな扉を開こう」がよいと思う。

事務局：ありがとうございます。

委 員：今更だが感じることもある。本文の中では感じなかったが、キャッチコピーとなると、「同和問題」の定義はあっても、4文字に行くまでの間の「同和」に対して、地名なのか、同和は何なのか。イメージの話であるが、この4文字の同和問題という、同和たるものが何か問題があるようなイメージをいだかないか。この同和2文字に問題があって、その同和の問題だと強調されているようである。私個人のイメージで、今更だが、定義がないので、同和の問題といいながら差別が問題である。冊子の同和問題というキャッチコピーの位置づけは、同和が問題を起こして、問題があるみたいなイメージにならないか。

委 員：今更だが、同和問題という言葉が嫌い。部落差別でいいのではないか。

委 員：同和は地名なのか、地区名なのか、代名詞なのか。同和で起きている問題と言われれば、まだ同和地区といわれることに対する普通の人たちの考えている偏見の問題であるのに、同和問題という同和が問題を起こしているようなキャッチコピーだと思う。

事務局：その辺りについては、各種団体の皆様の考えもあると思うので、行政側と議論し、その後、冊子について、「部落差別（同和問題）」とするのか、今の段階では「同和問題」で調整しようかという形のたたき案です。ここで審議いただいた上で調整して参ります。

会長：ご指摘のように、同和問題で部落の方に問題があるという風にもとれるとはよく言われている。例えば「女性問題」は、女性に問題があるわけではないので、また障がい者問題でも同様である。そういう呼び名で今まで来たので、新しい言葉を作ったら、またそのことについて説明をする必要が出てくるので、かつそれが通じるかどうかという問題も出てくる。そこがとても難しいところで、本来ならもっとよい言葉があって当然であるが、その兼ね合いのところが難しい。また、この部落差別（同和問題）は法務省が使っているの、それを踏襲していることになる。分かりにくい言葉であるのは確かなので、いろいろご意見いただき、考えていきたいと思うので、こういう風に感じる等、ご意見出していただけたらよいと思う。

委員：会長の言う通りであるが、国は部落差別解消推進法という法律一本でいっている。経過として同和問題と呼んできたので、おそらく「部落差別（同和問題）」といっている。国の啓発も「部落差別」の方が前面に出ている。意見ですが、同和問題というより部落差別の方で、部落差別が問題であるということを強調した方がよいと思う。皆さんのご意見もそのような感じかと思う。

会長：すべて部落差別に置き換えることになると、そもそも部落差別と同和問題はイコールではないものをならべているので、それを例えば部落差別（同和問題）に関する偏見という言葉が出てくる。部落差別（同和問題）に関する偏見で、その部落差別に関する偏見というと、表現上しっくりこないところがある。同和問題に関わる偏見だと意味は通じると思う。そういうところもあるので、ケースごとに検討する必要があると思う。

委員：部落差別の差別をとった部落の偏見にしたらという話になる。

会長：部落に対する偏見というのが一番わかりやすい。

委員：部落差別か同和問題かという議論は置いて、キャッチコピーについて意見がある。いくつか上がっているが、冊子の中身を見ないと選びにくい。中身とキャッチコピーがかけ離れているものを選んでしまうかもしれない。骨子案の話になるが、今の話の流れで中身について議論でききれていない状況なのでなんとも言えない。中身があって、それに見合ったキャッチコピーを作るのがふさわしいのではないかな。

委員：キャッチコピーから中身ができるかもしれない。

事務局：骨子案のキャッチコピーを考えていただくために、たたき案を出させていただいたが、

今の流れだとキャッチコピーを選びづらいということになりますか。

会 長：内容として、部落差別をなくしていくために、効果的な啓発の教材になることを目標にしている。それにふさわしい内容にしていくために、後でタイトルをつければよく、今の状況でタイトルを考えるのも無理があると思う。今は骨子案についての意見をいただきたいと思う。

委 員：それでもよいか。

事務局：皆さんと一緒に考えていきたいという思いがある。キャッチコピーはたたき案なので、今一番大事なのは、このような流れで行き、細かい内容についてはまたこの後、何を入れていくのかは、次回の審議会第4回目、5 回目で行って参りたい。今回はこの骨子案で、この進み方でいいのかというところで、今回いただいた 4 番のところを市民意識調査の結果を 4 にして、5で(1)(2)というのをご意見いただいたので、ここの部分を変更し、一定するかと思います。この骨子の大きな骨組みについて、今日皆さんからご意見いただけたら一番よいと思う。

事務局：骨子案のパートのボリュームとしてどこを厚めにした方がよいか、どこを短く少なめにした方がよいか、全部均一になることはないかと思うので、どのパートも全部12ページはないと思う。どこの部分に力をいれて書くか、そこは事務局では決めかねる部分があるので、ご意見をいただけたら、今後作成しやすいと思う。

事務局：一番伺いたいのが、同和問題の定義について、これまでの歴史という 4 ページの3(4)の同和問題の歴史といういろいろなものがあげられると思うが、たたき案として4ページの(4)同和問題の歴史で①②でアイウエオといれているが、この歴史的なボリュームと内容がこれではなくてこちらがよいや、もしその辺り等も骨子で変更もできるので、今後お話いただければ、大東市としてどういう歴史を出していくのかというのも含め、最終ページで参考資料として年表をつけるが、これも具体的にどの部分を歴史としてあげていくのか、についてもご意見があれば伺いたいと思う。

会 長：はい、いかがですか。

委 員：その冊子を見る人は部落問題を全く知らない人が見てどう感じるか、どう活用できるのかという立ち位置で、部落問題を理解してもらうか、知っている人だと歴史などはそれほど必要ではない。その立ち位置を把握するために市民意識調査があると考える。

事務局：ありがとうございます。この歴史をまず入れるのか入れないのかというところも議論になるかと思う。骨子としては歴史を入れているが、この辺りも議論いただけたら、今後進めやすいと考える。

事務局：初めてまったく部落差別のことを知らない人がこの冊子を手にとって見たときに、今の実態や事実が分かればよいとなれば、その実態や事実とはどういうものなのか、例えばそれを歴史のところで明治維新から書いているが歴史的に部落差別はもっと以前からある話で、それを書きつづって、そこまで興味を持ってもらえるのかどうか。事務局としては、部落差別というのがあって運動活動が始まった時期の明治維新（近世）からという形にしている。この骨子案のボリュームでよいのか、それよりも以前の部分を入れた方がよいのか、委員の皆さんで議論していただきたい。今の人が部落差別はあると知って、どのような話なのか知った時、どこから知りたいのかというのが調査で分かればよい。掘り下げて聞きたいのかどうか、事務局でも調査結果を見てみないと何とも言えない。今の現状だけ分かればよいという人もいる。

委員：4 ページ目③④で、同和問題の定義や歴史があるが、同和問題とはなにか。その下に部落差別とはなにか。これらの二つの言葉を使っているが、タイトルを大東市部落差別（同和問題）人権啓発冊子としているので、同和問題とはなにかと聞きながら細かい部分では部落とはなにかを聞いている。そこを統一できないのかと思う。

会長：「部落とはなにか」と「同和問題とはなにか」とはまた別のことで、同和地区とはなにか、部落とはなにかも別である。部落とはなにかという説明をしないといけない。言葉にこだわらないのなら、部落問題に統一したら全部すっきりすると思う。要するに、部落という言葉を使い、同和対策事業で実施対象にされたのが同和地区であるという定義をすれば整理される。

委員：最初の方で議論したが、個人的には意見がある。部落問題とか部落差別とかの方がよいと思う。法律に踏襲するのかという議論も含めて審議会で議論してもらえたら、事務局の方もよいのではと思う。冊子の案で、1 番から 4 番は意識調査によるが、5 番から 7 番は意識調査がなくてもある程度は作り出せる部分があると思う。今、これでパッと見てどう思いますかと聞かれても、議論する余地がない。どのくらいのボリュームでどういう風になっていくかという部分が分からないので、作り出していける部分に関しては着手いただき、次の審議会に60ページの内容を見て議論するといわれてもまたあちこち飛ぶかと思う。つながりはあるかと思うが、できるのなら小出して例えば1の部分はこういう風にまとめたので委員の皆様いかがですか、2の部分はどうですか等としていただける方がよいと思う。

会長：次回、60 ページの案をいきなり提示されても対処できないので、もう少し具体化したような骨子案の方が検討しやすい。例えば4ページに（4）の同和問題の歴史があるが、1 番目明治維新と近代社会への変革・参入の時期、2 番目の部落差別の変遷で部落差別と「職」を振り返るっていうのは近代以降のどういう内容なのか。仕事はどういうふうに変遷してきたかということなのか。

HRC：必要ないかもしれないが、清め晴れの穢れ感からくる仕事の卑視感です。

会 長：それも具体的な内容で示していただければ、ここに入ると効果的かどうかという判断がしやすい。もう一つ4ページの上の(2)の差別の多様性の定義について、あってよい違いとあってはならない違いがあるが、この違いとウのみんな違っていいのですという違いが同じように見えない。アの方は区別というような意味か。

H R C：これは差別と区別と社会的差別と個人的差別のグラデーションを説明したいという考え方である。つまり差別がなくなるのかという議論は、個人的差別の議論を持ち出していくと、なくならないという結論になり、法的に差別はなくならないという意見が強くなると思う。そうではなくて、社会的差別ということの意味をここで少し説明をしたいと思い、それと上は差別と区別の違いの説明をしたいと考えている。つまりあるカテゴリーに属する人たちが不利益な存在を受けるということだけではなく、その真ん中に入る合理的か社会的に違うのか、こういうフレームをちょっと説明してみたいと思う。広くよく一般で、聞かれるのは、差別と区別の違いは何かなどいろいろ聞かれるので、できたら明確に答えることができたらいと考えている。

会 長：そういう説明がないと分かりづらいところいろいろある。もう少し具体化したものを今度示していただければと思う。もう一点私から、5 ページの「(1) 同和問題の現実それから部落差別の解決の取り組み」で、私は大学で部落問題を学生に教えてきた。その学生たちをみていると部落のイメージを持っていない。部落がどういうところかというのが、ぴんと来ない。実際部落問題について教える前も授業始め前に部落というのはどういうところかというふうに学生たちにアンケートを取ると、人里離れたへんぴなところにポツンとある、そんなイメージしか持っていない。そうではなく部落は多様な存在、街中にもあり、農山村にもあるし、瀬戸内海の小さな島々にもある。そこで暮らす人も多様で仕事も部落というと革屋さんとか肉屋さんが多いと一面的なイメージで捉えがちだが、仕事も多様であり、革屋さんなんてすごく限られた部落。一面的な理解というのがあると思うが、実際は多様である。学生と話して思うが、部落は江戸時代の賤民身分の子孫の人たちが代々固まって住んでいるとこだと思い込んでいる学生が多い。部落では外に出ることもなく、外から人を入れることもなく、代々特定の血筋の人たちが固まって住んでいる、すごく閉鎖的なところだというふうに信じ込んでいる学生が多い。こういった部落に関する誤解というのが数多くあるので、それを解いていくことが必要だと思う。そういう部落の多様性なり、人口もそうであるが、今の時代自分が生まれたところでずっと住み続けて一生を終える人はほとんどいない。それでも部落だけはずっと固まって住んでいると誤解をしているという人が実際にいるはずなので、誤解を解いて正していく情報も入れ込んでいくということも必要と思う。部落問題の実態も入れ込んでいければと感じた。

委 員：集落の場合、部落と被差別部落とを分けて考えてくれるのか。若い子はグーグルで見たら、ただの熟語で「集落」としか出てこない。「部落 なに」って入れたら、会長の話にもあったが、被差別部落・同和問題も少しは出てくるかもしれないが、集落の部落い

わゆる被差別部落と部落とをどこで線引くか。

会 長：そうした部分は最初に定義するので、そこで整理されると思う。

もしその他に意見があるようでしたら、今後の予定を聞いた上で、また次回までにはこういう形のものを示してほしい等のご意見を伺いたいと思う。今後の予定について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは今後の予定についてご説明します。お手元にあります A3 サイズのスケジュール表をご覧ください。

初めに大東市人権擁護施策推進審議会の予定について、骨子案の始めに記載されているとおり、今年度は今のところ今回を含め全4回を予定しております。

次回第4回審議会は9月頃開催を予定しています。第4回審議会では、今回頂いたご意見、骨子案を基に素案をHRCコンサルティングと事務局で作成しますので、それに関する意見交換をしていただく予定です。

9月の時点では意識調査の集計分析の最中なので調査の部分は審議には入りませんが、先ほど委員からご意見ありましたように今の時点でできるものはできるので、調査以外の部分に関して審議していただく形になる。また回収率は口頭で報告できるかと思う。

第5回の審議会は11月頃を予定しています。この時点で分析報告に関して上がってくるので、ここで全て合体した完成版の形の原案を見ていただき、審議をお願いします。意識調査の報告書も上がってくるので意識調査の分析・報告書の文言の審議も行っていたくため、5回目がだいぶタイトになりボリュームが多くなってくる。そこで終われば来年の1月に啓発冊子の最終確認をし、2月下旬の答申を以て本審議会を終了とする予定としている。第5回目がタイトなので、もしかして追加で審議会を招集するかもしれないのでご理解をお願いします。全体としてタイトなスケジュールとなっており、今時点で分かっているスケジュールは以上。

会 長：ご意見ご質問ございましたらお願いします。真ん中の段に啓発冊子の作成で4月5月に市民配布版作成、9月の1番上の段に素案における調査審議とあるが。

事務局：4月5月は必要ありません。審議会規則の文言として「調査審議」という言葉を入れており、調査は入りません。

会 長：何かお気づきの点がありましたらどうぞ。もう一つ啓発冊子の関係で次回9月にはこのようなものがほしい等の要望があればどうぞ。

事務局：今すぐにご意見出ないようでしたら、用紙をお送りします。期日までにご意見いただければ取りまとめ、市とコンサルで作るという形を取る。委員から意見ありましたが、本日の資料でこれだけ見てもすぐ意見がすぐ出てこない。この項目を増やす、減らすとかのご意見を聞く様式で改めて回答をお願いしたい。

会 長：後で各委員に用紙を郵送する形でご意見ご要望等あれば事務局へ送り返していただきたい。

委員の皆さまの色々な貴重なご意見ありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえて、会長一任の議案もあるので事務局と詰めていきたいと思う。また次回審議会で啓発冊子については活発なご議論を頂きたい。事務局で進めていきますのでよろしくお願いします。以上で本日の議題は終了しました。

それでは進行を事務局に返します。

5. 事務連絡等

事務局：今回の委員の皆様方からの大変貴重なご意見をたくさんいただき、これらを踏まえて次回の審議会までに最終案を作成していきます。事務局より改めて、次回審議会日程について連絡します。

以上で第3回大東市人権擁護施策審議会を閉会します。

本日はありがとうございました。

6. 閉会

(閉会)